

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 風俗営業の許可等（第三条・第十一条）</p> <p>第三章 風俗営業者の遵守事項等（第十二条・第二十六条）</p> <p>第四章 性風俗関連特殊営業等の規制</p> <p>第一節 性風俗関連特殊営業の規制</p> <p>第一款 店舗型性風俗特殊営業の規制（第二十七条・第三十一条）</p> <p>第二款 無店舗型性風俗特殊営業の規制（第三十一条の二・第三十一条の六）</p> <p>第三款 映像送信型性風俗特殊営業の規制等（第三十一条の七・第三十一条の十一）</p> <p>第四款 店舗型電話異性紹介営業の規制（第三十一条の十二・第三十一条の十六）</p> <p>第五款 無店舗型電話異性紹介営業の規制（第三十一条の十七・第三十一条の二十一）</p> <p>第一節 深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条・第三十四条）</p> <p>第三節 興行場営業の規制（第三十五条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 風俗営業の許可等（第三条・第十一条）</p> <p>第三章 風俗営業者の遵守事項等（第十二条・第二十六条）</p> <p>第四章 性風俗特殊営業等の規制</p> <p>第一節 性風俗特殊営業の規制</p> <p>第一款 店舗型性風俗特殊営業の規制（第二十七条・第三十一条）</p> <p>第二款 無店舗型性風俗特殊営業の規制（第三十一条の二・第三十一条の六）</p> <p>第三款 映像送信型性風俗特殊営業の規制等（第三十一条の七・第三十一条の十一）</p> <p>第二節 深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条・第三十四条）</p> <p>第三節 興行場営業の規制（第三十五条）</p>

第四節 特定性風俗物品販売等営業の規制（第三十五条の二）

第五節 接客業務受託営業の規制（第三十五条の三・第三十五条の四）

）

第五章 監督（第三十六条・第三十七条）

第六章 雑則（第三十八条・第四十八条）

第七章 罰則（第四十九条・第五十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

（用語の意義）

第二条 （略）

2）4 （略）

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

6）8 （略）

9 この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、

第四節 接客業務受託営業の規制（第三十五条の二・第三十五条の三）

）

第五章 監督（第三十六条・第三十七条）

第六章 雑則（第三十八条・第四十八条）

第七章 罰則（第四十九条・第五十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

（用語の意義）

第二条 （略）

2）4 （略）

5 この法律において「性風俗特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業及び映像送信型性風俗特殊営業をいう。

6）8 （略）

専ら、面識のない異性ととの一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。次項において同じ。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。

10 この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性ととの一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。）をいう。

11| (略)

第二章 風俗営業の許可等

(許可の基準)

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一〜三 (略)

四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

五〜九 (略)

9| (略)

第二章 風俗営業の許可等

(許可の基準)

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一〜三 (略)

四 精神病患者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

五〜九 (略)

2~4 (略)

第三章 風俗営業者の遵守事項等

(接客従業者に対する拘束的行為の規制)

第十八条の二 (略)

2 接待飲食等営業を営む風俗営業者は、接客業務受託営業を営む者が当該接客業務受託営業に関し第三十五条の三の規定に違反する行為又は売春防止法第九条、第十条若しくは第十二条の罪に当たる違法な行為をしている疑いがあると認められるときは、当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で当該違反行為の相手方となつていものが営業所で客に接する業務に従事することを防止するため必要な措置をとらなければならない。

第四章 性風俗関連特殊営業等の規制

第一節 性風俗関連特殊営業の規制

第二款 無店舗型性風俗特殊営業の規制

(指示等)

第三十一条の四 (略)

2 無店舗型性風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、前条第一項において準用する第二十八条第五項第一号の規定に違反した場合において、当該違反行為が行われた時における事務所を知ることができず、かつ、当該違反行為がはり紙、はり札(ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類する物に紙をはり、容易に取り外すことができる状態)で工作物等に取り付けられているものに限る。以下この項及び第三十一条の十九第二項において同じ。(又は立看板(木枠に紙張り若

2~4 (略)

第三章 風俗営業者の遵守事項等

(接客従業者に対する拘束的行為の規制)

第十八条の二 (略)

2 接待飲食等営業を営む風俗営業者は、接客業務受託営業を営む者が当該接客業務受託営業に関し第三十五条の二の規定に違反する行為又は売春防止法第九条、第十条若しくは第十二条の罪に当たる違法な行為をしている疑いがあると認められるときは、当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で当該違反行為の相手方となつていものが営業所で客に接する業務に従事することを防止するため必要な措置をとらなければならない。

第四章 性風俗特殊営業等の規制

第一節 性風俗特殊営業の規制

第二款 無店舗型性風俗特殊営業の規制

(指示等)

第三十一条の四 (略)

2 無店舗型性風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、前条第一項において準用する第二十八条第五項第一号の規定に違反した場合において、当該違反行為が行われた時における事務所を知ることができず、かつ、当該違反行為がはり紙、はり札(ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類する物に紙をはり、容易に取り外すことができる状態)で工作物等に取り付けられているものに限る。以下この項において同じ。(又は立看板(木枠に紙張り若しくは布張りをし、又はベニ

しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類する物に紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに限る。以下この項及び第三十一条の十九第二項において同じ。）を前条第一項において準用する同号イに掲げる区域において表示することであるときは、当該違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会は、当該違反行為に係るはり紙、はり札又は立看板を警察職員に除却させることができる。

第三款 映像送信型性風俗特殊営業の規制等

(街頭における広告及び宣伝の規制等)

第三十一条の八 (略)

2～4 (略)

5 その自動公衆送信装置の全部又は一部を映像伝達用設備として映像送信型性風俗特殊営業を営む者に提供している当該自動公衆送信装置の設置者(次条において「自動公衆送信装置設置者」という。)は、その自動公衆送信装置の記録媒体に映像送信型性風俗特殊営業を営む者がわいせつな映像又は児童ポルノ映像(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第二条第三項各号に規定する児童の姿態に該当するものの映像をいう。次条第二項において同じ。)を記録したことを知つたときは、当該映像の送信を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指示等)

第三十一条の九 (略)

2 映像送信型性風俗特殊営業を営む者が客にわいせつな映像又は児童ポ

ラ板、プラスチック板その他これらに類する物に紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに限る。以下この項において同じ。)を前条第一項において準用する同号イに掲げる区域において表示することであるときは、当該違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会は、当該違反行為に係るはり紙、はり札又は立看板を警察職員に除却させることができる。

第三款 映像送信型性風俗特殊営業の規制等

(街頭における広告及び宣伝の規制等)

第三十一条の八 (略)

2～4 (略)

5 その自動公衆送信装置の全部又は一部を映像伝達用設備として映像送信型性風俗特殊営業を営む者に提供している当該自動公衆送信装置の設置者(次条において「自動公衆送信装置設置者」という。)は、その自動公衆送信装置の記録媒体に映像送信型性風俗特殊営業を営む者がわいせつな映像を記録したことを知つたときは、当該映像の送信を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指示等)

第三十一条の九 (略)

2 映像送信型性風俗特殊営業を営む者が客にわいせつな映像を見せた場

ルノ映像を見せた場合において、当該映像送信型風俗特殊営業を営む者に係る自動公衆送信装置設置者が前条第五項の規定を遵守していないと認めるときは、当該自動公衆送信装置設置者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該自動公衆送信装置設置者に対し、同項の規定が遵守されることを確保するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 (略)

第四款 店舗型電話異性紹介営業の規制

(営業等の届出)

第三十一条の十二 店舗型電話異性紹介営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 第二条第九項に規定する電気通信設備を識別するための電話番号
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 第二十七条第二項の規定は、前項の届出書を提出した者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号」(第三号を除く。)(とあるのは、「第三十一条の十二第一項各号」と読み替えるものとする。

(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)

第三十一条の十三 第二十八条第一項から第九項までの規定は、店舗型電話異性紹介営業について準用する。この場合において、同条第三項中「

合において、当該映像送信型風俗特殊営業を営む者に係る自動公衆送信装置設置者が前条第五項の規定を遵守していないと認めるときは、当該自動公衆送信装置設置者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該自動公衆送信装置設置者に対し、同項の規定が遵守されることを確保するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 (略)

前条第一項」とあるのは、「第三十一条の十二第一項」と、同条第四項中「店舗型性風俗特殊営業（第二条第六項第四号の営業その他国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。）」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業」と、同条第七項中「前条第一項」とあるのは「第三十一条の十二第一項」と、同条第八項中「ならない旨」とあるのは「ならない旨及び十八歳未満の者が第三十一条の十二第一項第三号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨」と読み替えるものとする。

2 店舗型電話異性紹介営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該営業に関し客引きをすること。
- 二 営業所で十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。
- 三 十八歳未満の従業者を第二条第九項の規定によりその機会を提供する会話の当事者にする事。
- 四 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。
- 五 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。
- 六 十八歳未満の者からの第二条第九項に規定する会話の申込みを取り次ぐこと。

3 店舗型電話異性紹介営業を営む者は、第二条第九項に規定する会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置であつて国家公安委員会規則で定めるものを講じておかなければならない。

(指示)

第三十一条の十四 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令

若しくは条例の規定（前条第一項において準用する第二十八条第一項の規定又は前条第一項において準用する第二十八条第二項の規定に基づく条例の規定を除く。）に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができ。

（営業の停止等）

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪（第四十九条第三項第七号及び第八号の罪を除く。）、刑法第七十四条、第七十五条若しくは第八十二条の罪、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の場合において、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者が第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第一項の規定又は第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第二項の規定に基づく条例の規定により店舗型電話異性紹介営業を営んではなら

ないこととされる区域又は地域において店舗型電話異性紹介営業を営む者であるときは、その者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることができる。

(標章のはり付け)

第三十一条の十六 公安委員会は、前条第一項の規定により店舗型電話異性紹介営業の停止を命じたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該命令に係る施設の出入口の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

2 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、前項の規定により標章をはり付けられた施設について、標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

- 一 当該施設を当該店舗型電話異性紹介営業の用以外の用に供しようとするとき。
- 二 当該施設を取り壊そうとするとき。
- 三 当該施設を増築し、又は改築しようとする場合であつて、やむを得ないと認められる理由があるとき。

3 第一項の規定により標章をはり付けられた施設について、当該命令に係る店舗型電話異性紹介営業を営む者から当該施設を買い受けた者その他当該施設の使用について権原を有する第三者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、標章を取り除くべきことを申請することができる。

る。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

4 何人も、第一項の規定によりはり付けられた標章を破壊し、又は汚損してはならず、また、当該施設に係る前条第一項の命令の期間を経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

第五款 無店舗型電話異性紹介営業の規制

(営業等の届出)

第三十一条の十七 無店舗型電話異性紹介営業を営むとする者は、事務所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が二以上ある場合にあつては、それら全部の呼称）

三 事務所の所在地

四 第二条第十項に規定する電気通信設備を識別するための電話番号

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 第三十一条の二第二項の規定は、前項の届出書を提出した者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号（第六号を除く。）（）」とあるのは、「第三十一条の十七第一項各号」と読み替えるものとする。

(街頭における広告及び宣伝の規制等)

第三十一条の十八 第二十八条第五項、第七項及び第八項の規定は、無店

舗型電話異性紹介営業を営む者について準用する。この場合において、同条第五項第一号イ中「第一項」とあるのは、「第三十一条の十三第一項において準用する第一項」と、同号ロ中「第二項」とあるのは、「第三十一条の十三第一項において準用する第二項」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは、「第三十一条の十八第一項において準用する第五項第一号」と、「関する第一項」とあるのは、「関する第三十一条の十三第一項において準用する第一項」と、「前条第一項」とあるのは、「第三十一条の十七第一項」と、同条第八項中「その営業所に立ち入つて」とあるのは、「第三十一条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけた」と読み替えるものとする。

2 無店舗型電話異性紹介営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 十八歳未満の従業者を第二条第十項の規定によりその機会を提供する会話の当事者にすること。

二 十八歳未満の者からの第二条第十項に規定する会話の申込みを取り次ぎ、又は同項に規定する会話の申込みを十八歳未満の者に取り次ぐこと。

3 無店舗型電話異性紹介営業を営む者は、第二条第十項に規定する会話の申込みをした者及び同項に規定する会話の申込みを受けようとする者が十八歳以上であることを確認するための措置であつて国家公安委員会規則で定めるものを講じておかなければならない。

(指示等)

第三十一条の十九 無店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等

が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

2 無店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、前条第一項において準用する第二十八条第五項第一号の規定に違反した場合において、当該違反行為が行われた時における事務所を知ることができず、かつ、当該違反行為がはり紙、はり札又は立看板を前条第一項において準用する同号イに掲げる区域において表示することであるときは、当該違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会は、当該違反行為に係るはり紙、はり札又は立看板を警察職員に除却させることができる。

(営業の禁止)

第三十一条の二十 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪、刑法第七十四条、第七十五条若しくは第八十二条の罪、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時に

おける事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、無店舗型電話異性紹介営業に該当する営業の全部又は一部を営んではならぬ旨を命ずることができる。

(処分移送通知書の送付等)

第三十一条の二十一 公安委員会は、無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、第三十一条の十九第一項の規定による指示又は前条の規定による命令をしようとする場合において、当該処分に係る無店舗型電話異性紹介営業を営む者が事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に関する弁明の機会が付与又は聴聞を終了している場合を除き、速やかに現に事務所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の十九第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができるものとする。

一 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反した場合 善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示を

するにじゆ。

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪、刑法第七十四条、第七十五条若しくは第八十二条の罪、売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為若しくは前条の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、無店舗型電話異性紹介営業に該当する営業の全部又は一部を営んではならない旨を命ずること。

3 第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場合について準用する。

第四節 特定性風俗物品販売等営業の規制

(特定性風俗物品販売等営業の規制)

第三十五条の二 公安委員会は、店舗を設けて物品を販売し、若しくは貸し付ける営業(その販売し、又は貸し付ける物品が第二条第六項第五号の政令で定める物品を含むものとし、同号の営業に該当するものを除く。以下「特定性風俗物品販売等営業」という。)を営む者又はその代理人等が、当該特定性風俗物品販売等営業に関し、刑法第一百七十五条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七条の罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む特定性風俗物品販売等営業(第二条第六項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸

し付ける部分に限る。) について、六月を超えない範囲内で期間を定め、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第五節 接客業務受託営業の規制

(受託接客従業者に対する拘束的行為の規制等)

第三十五条の三 接客業務受託営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で第二条第十一項に規定する業務の一部に従事するもの(以下この節において「受託接客従業者」という。)に対し、受託接客従業者でなくなつた場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相当に高額の債務を負担させること。

二 (略)

(指示等)

第三十五条の四 (略)

2) 5 (略)

第五章 監督

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者及び深夜において飲食店営業を営む者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごと(無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び無店舗型電話異性紹介営業を営む者にあつては、事務所に)、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の

第四節 接客業務受託営業の規制

(受託接客従業者に対する拘束的行為の規制等)

第三十五条の二 接客業務受託営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で第二条第九項に規定する業務の一部に従事するもの(以下この節において「受託接客従業者」という。)に対し、受託接客従業者でなくなつた場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相当に高額の債務を負担させること。

二 (略)

(指示等)

第三十五条の三 (略)

2) 5 (略)

第五章 監督

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び深夜において飲食店営業を営む者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごと(無店舗型性風俗特殊営業を営む者にあつては、事務所)に、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

住所及び氏名その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

(報告及び立入り)

第三十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗業者、性風俗関連特殊営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業(酒類提供飲食店営業を除く。)を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の営業所(個室その他これに類する施設(以下この項において「個室等」という。)を設ける営業所にあつては、客が在室する個室を除く。)に立ち入ることができない。深夜においては、設備を設けて客に飲食をさせる営業の営業所についても、同様とする。

3・4 (略)

第六章 雑則

(少年指導委員)

第三十八条 (略)

2 少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等(性風俗関連特殊営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。)に関し、少年を補導し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、その他少年の健全な育成に資するための活動で、国家公安委員会規則で定めるものを行う。

3～6 (略)

(報告及び立入り)

第三十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗業者、性風俗特殊営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業(酒類提供飲食店営業を除く。)を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業又は店舗型性風俗特殊営業の営業所(個室その他これに類する施設(以下この項において「個室等」という。)を設ける営業所にあつては、客が在室する個室を除く。)に立ち入ることができない。深夜においては、設備を設けて客に飲食をさせる営業の営業所についても、同様とする。

3・4 (略)

第六章 雑則

(少年指導委員)

第三十八条 (略)

2 少年指導委員は、風俗営業及び性風俗特殊営業等(性風俗特殊営業、飲食店営業、興行場営業及び接客業務受託営業をいう。)に関し、少年を補導し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、その他少年の健全な育成に資するための活動で、国家公安委員会規則で定めるものを行う。

3～6 (略)

(聴聞の特例)

第四十一条 公安委員会は、第二十六条、第三十条第一項若しくは第三項、第三十一条の十五第一項、第三十四条第二項、第三十五条若しくは第三十五条の二の規定により営業の停止を命じ、第三十一条の五、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号若しくは第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定により営業の禁止を命じ、又は第三十条第二項若しくは第三十一条の十五第二項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項(前条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)

4 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三

(聴聞の特例)

第四十一条 公安委員会は、第二十六条、第三十条第一項若しくは第三項、第三十四条第二項若しくは第三十五条の規定により営業の停止を命じ、第三十一条の五、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三十五条の三第二項若しくは第四項第二号の規定により営業の禁止を命じ、又は第三十条第二項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五、第三十一条の六第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の三第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項(前条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)

4 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五、第三十一条の六第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の三第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項(前条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による処分に係る聴聞の期

十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（国家公安委員会への報告等）

第四十一条の三 公安委員会は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 第三条第一項の許可若しくは第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認をし、又は第三十一条の二第一項、同条第二項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条の七第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を受理した場合

二 第二十五条、第二十六条第一項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五、第三十一条の六第二項、第三十一条の九第一項、第三十一条の十、第三十一条の十一第二項、第三十一条の十九第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項又は第三十五条の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をした場合

2 前項に規定するもののほか、公安委員会は、風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業を営む者若しくはこれらの代理人等が同項第二号に規定する処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は風俗営業者若しくは無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、

日における審理は、公開により行わなければならない。

（国家公安委員会への報告等）

第四十一条の三 公安委員会は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 第三条第一項の許可若しくは第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認をし、又は第三十一条の二第一項、同条第二項（第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。）、若しくは同条第一項の届出書を受理した場合

二 第二十五条、第二十六条第一項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五、第三十一条の六第二項、第三十一条の九第一項、第三十一条の十、第三十一条の十一第二項又は第三十五条の三第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をした場合

2 前項に規定するもののほか、公安委員会は、風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは接客業務受託営業を営む者若しくはこれらの代理人等が同項第二号に規定する処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は風俗営業者若しくは無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは接客業務受託営業を営

無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業を営む者が同号に規定する処分に違反したと認める場合には、風俗営業の営業所の所在地又は当該行為若しくは当該違反行為が行われた時における無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業の事務所を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

第七章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三 (略)

四 第二十六条、第三十条、第三十一条の五、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定による公安委員会の処分に違反した者

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～六 (略)

七 第二十八条第一項(第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

八 第二十八条第二項(第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。)又は第三十二条第四項の規定に基づく都道府県の条例の規

む者が同号に規定する処分に違反したと認める場合には、風俗営業の営業所の所在地又は当該行為若しくは当該違反行為が行われた時における無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは接客業務受託営業の事務所を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

第七章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三 (略)

四 第二十六条、第三十条、第三十一条の五、第三十一条の六第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条又は第三十五条の三第二項若しくは第四項第二号の規定による公安委員会の処分に違反した者

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～六 (略)

七 第二十八条第一項の規定に違反した者

八 第二十八条第二項又は第三十二条第四項の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反した者

定に違反した者

九〇十一 (略)

十二 第三十一条の十三第二項第一号から第五号までの規定に違反した者

十三 第三十一条の十八第二項第一号の規定に違反した者

4 第二十二条第二号若しくは第三号(第三十二条第三項において準用する場合を含む。)、第二十八条第十一項第二号、第三十一条の三第二項第一号、第三十一条の十三第二項第二号若しくは第三号又は第三十一条の十八第二項第一号に掲げる行為をした者は、当該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

六 第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十一条の十七第一項の規定に違反して届出書を提出せず、若しくは第三十三条第一項若しくは第三項の規定に違反して届出書若しくは同条第一項の届出書に係る添付書類を提出せず、又は第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項、第三十一条の十七第一項若しくは第三十三条第一項の届出書若しくは同項の届出書に係る同条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

七 (略)

6 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

九〇十一 (略)

4 第二十二条第二号若しくは第三号(第三十二条第三項において準用する場合を含む。)、第二十八条第十一項第二号又は第三十一条の三第二項第一号に掲げる行為をした者は、当該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

六 第二十七条第一項、第三十一条の二第一項若しくは第三十一条の七第一項の規定に違反して届出書を提出せず、若しくは第三十三条第一項若しくは第三項の規定に違反して届出書若しくは同条第一項の届出書に係る添付書類を提出せず、又は第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項の届出書若しくは同項の届出書に係る同条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

七 (略)

6 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一〇五（略）

六 第二十七条第二項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第三十一条の二第二項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して届出書を提出せず、又は第二十七条第二項若しくは第三十一条の二第二項の届出書に虚偽の記載をして提出した者

七 第三十一条第四項又は第三十一条の十六第四項の規定に違反した者

八（略）

一〇五（略）

六 第二十七条第二項若しくは第三十一条の二第二項（第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して届出書を提出せず、又は第二十七条第二項若しくは第三十一条の二第二項の届出書に虚偽の記載をして提出した者

七 第三十一条第四項の規定に違反した者

八（略）

改 正 案	現 行
<p>第三十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一～四の二（略）</p> <p>四の三 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うために、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第四項の接待飲食等営業、同条第六項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項の店舗型電話異性紹介営業に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為</p> <p>五〇九（略）</p>	<p>第三十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一～四の二（略）</p> <p>四の三 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うために、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第四項の接待飲食等営業及び同条第六項の店舗型性風俗特殊営業に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為</p> <p>五〇九（略）</p>